

第112回 定時株主総会継続会開催ご通知

<新型コロナウイルスに関するお知らせ>

近時、新型コロナウイルス感染拡大が懸念されております。

本継続会は会場において感染症拡大防止対策を行ったうえで、開催させていただきますが、株主様におかれましては感染状況も踏まえて、ご来場について慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

<開催情報>

- 日 時** 2022年9月21日（水曜日）午前10時
- 場 所** 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
当社本社（新大手町ビル8階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

<目次>

- 第112回定時株主総会継続会開催ご通知… 1
- 事業報告…………… 4
- 連結計算書類…………… 24
- 計算書類…………… 27
- 監査報告…………… 31

証券コード 8070
2022年9月6日

株 主 各 位

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
東京産業株式会社
取締役社長 蒲原 稔

第112回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第112回定時株主総会継続会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本継続会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のために適切な感染防止対策を行ったうえで、開催させていただくことといたしましたのでご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は、2022年6月29日開催の第112回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は第112回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬 具

記

1. 日 時 2022年9月21日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
当社本社（新大手町ビル8階）
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報 告 事 項
 1. 第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ですが同封の第112回定時株主総会継続会出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、本継続会は会場において新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じておりますが、株主様におかれましては感染状況も踏まえて、ご来場について慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

また、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」を、法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tscom.co.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

本開催ご通知の添付書類である事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tscom.co.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

〈株主様へのお願い〉

- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクを持参・着用しない株主様は入場をお断りする場合がございます。
- ・会場入口付近で体調の確認をさせていただき、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場の座席は、間隔を十分に広げて着席いただくようご案内するため、ご用意できる席数が限られております。そのため当日ご来場いただいても、ご入場をお断りする場合がございます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tscom.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

第112回定時株主総会の継続会の開催について

当社は2022年5月13日付「特別損失の発生に関するお知らせ」および2022年5月26日付「特別調査委員会設置に関するお知らせ」にて開示しております通り、当社の一部取引において不適切な売上処理が行われていることが判明したため、特別調査委員会を設置し調査を行ってまいりました。

このため、決算関連手続きの完了に時間を要する状況となり、2022年6月29日に開催した第112回定時株主総会（以下「本総会」という。）において報告事項「第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告および連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下「本報告事項」という）の報告について、本総会の継続会（以下「本継続会」という。）を開催し、本継続会でご報告することについて、株主様からのご承認をいただきました。

なお、調査結果につきましては、2022年7月28日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて開示しております通りであります。本調査結果を受け、当社は2022年7月29日付「2022年3月期有価証券報告書および過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出、並びに2022年3月期決算短信の訂正に関するお知らせ」および同「内部統制報告書の訂正報告書」の提出に関するお知らせ」にて開示しております通り、2022年3月期有価証券報告書および過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出、並びに2022年3月期決算短信の訂正および過年度の内部統制報告書の訂正報告書の提出を行うとともに、第112期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の決算関連手続きを進めることが可能となりました。

ついでには、本継続会を開催し、本報告事項の報告を行うため、本継続会の開催をご通知をさせていただくこととなりました。本継続会は、本総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

また当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を策定し、取り組んでまいります。

株主の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけいたしますことを深くお詫び申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の実施が長期間に亘り継続したことにより、国内消費は大きく停滞しました。年度末には重点措置の解除やワクチン接種率の上昇によって、緩やかながら回復傾向が見られましたが、米国の金利上昇に伴う円安やウクライナ情勢の緊迫化による物価上昇などから、景気の先行きは極めて厳しい状況となりました。

このようななか、当連結会計年度における売上高は、588億72百万円（前連結会計年度は1,130億30百万円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は547億55百万円減少しております。売上総利益は80億99百万円（前期比4.9%増）、営業利益24億34百万円（前期比28.4%増）、経常利益26億25百万円（前期比21.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は12億19百万円（前期比33.5%減）となりました。

なお、(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項に記載のとおり、特定の従業員が取引先複数社との間において実態が伴わない循環取引または架空取引を行っていたことが判明し、過年度に遡り訂正しております。前期比較を実施している前連結会計年度の数値は、当該訂正による遡及処理後の数値であります。

また、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しており、以下の経営成績に関する説明の売上高については、増減額および前期比（%）を記載せずに説明しております。

当連結会計年度の連結売上高を収益認識会計基準等の適用前後で比較しますと、次のとおりになります。

	連結売上高
2022年3月期（適用前）	113,628百万円
2022年3月期（適用後）	58,872百万円

売上高のセグメント別構成は、電力事業14.5%、環境・化学・機械事業78.6%、生活産業事業6.9%となりました。

なお、前連結会計年度において「その他」に含まれていた不動産賃貸事業は、不動産の売却に伴い、当連結会計年度より「その他」の区分を廃止しております。

（セグメント別の状況）

電力事業

売上高は85億17百万円（前連結会計年度は644億80百万円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は494億3百万円減少しております。また、大口の発電所向け案件の引渡しが堅調に推移し、セグメント利益は12億39百万円と、前連結会計年度に比べ4億94百万円の増加となりました。

環境・化学・機械事業

売上高は462億94百万円（前連結会計年度は429億円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は50億3百万円減少しております。また、大口太陽光EPC案件の引渡しや自社所有設備での売電事業は堅調に推移したため、セグメント利益は12億44百万円と、前連結会計年度に比べ2億13百万円の増加となりました。

生活産業事業

売上高は40億60百万円（前連結会計年度は55億54百万円）となり、収益認識会計基準等の適用により、売上高は3億48百万円減少しております。また、感染症拡大防止に伴う外出自粛やレジ袋有料化による包装資材の需要減少を受け、セグメント損失は49百万円と、前連結会計年度のセグメント利益75百万円に比べ1億24百万円の減少となりました。

セグメント別売上高とその構成比は次のとおりです。

セグメント別	2020年度 第111期		2021年度 第112期 (当連結会計年度)			
			(適用前)		(適用後)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
電力事業	64,480	57.0	57,921	51.0	8,517	14.5
環境・化学・機械事業	42,900	38.0	51,297	45.1	46,294	78.6
生活産業事業	5,554	4.9	4,409	3.9	4,060	6.9
その他	94	0.1	-	-	-	-
合計	113,030	100.0	113,628	100.0	58,872	100.0

- (注) 1. 収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しております。したがって、前連結会計年度との比較は行っておりません。参考まで当連結会計年度の連結売上高を収益認識会計基準等の適用前とした数値も記載しております。
2. 前連結会計年度において「その他」に含まれていた不動産賃貸事業は、不動産の売却に伴い、当連結会計年度より「その他」の区分を廃止しております。
3. 第111期については、2022年7月29日に関東財務局へ提出している有価証券報告書の訂正報告書における過年度の決算訂正を反映した数値を記載しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、10億65百万円であります。主な内容は、太陽光発電用資産であります。

③ 資金調達の状況

記載すべき事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	2018年度 第109期	2019年度 第110期	2020年度 第111期	2021年度 第112期(当連結会計年度)
売上高 (百万円)	124,954	97,905	113,030	58,872
経常利益 (百万円)	2,540	2,946	2,163	2,625
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,378	2,073	1,833	1,219
1株当たり当期純利益 (円)	51.24	77.04	67.76	45.69
総資産 (百万円)	75,237	71,783	75,775	88,261
純資産 (百万円)	23,631	24,275	26,968	26,868
1株当たり純資産 (円)	878.34	901.71	988.14	1,036.14

- (注) 1. 収益認識会計基準等を当連結会計年度の期首から適用しております。この結果、当連結会計年度における売上高は、前連結会計年度と比較して大きく減少しております。
2. 第111期以前の状況については、2022年7月29日に関東財務局へ提出している有価証券報告書の訂正報告書における過年度の決算訂正を反映した数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
(連結子会社)			
菱東貿易 (上海) 有限公司	12 百 万 人 民 元	100.0	環境・化学・機械事業
TOKYO SANGYO EUROPE GmbH	50 万 ユ ー ロ	100.0	環境・化学・機械事業
開発 65 号 匿名 組合	1,620	100.0	環境・化学・機械事業

(4) 対処すべき課題

(電力事業)

当社グループの事業の中心である電力業界は、国際的な脱石炭・脱CO₂の流れに沿い、火力発電の高効率化など低炭素化と電力の安定供給に総力を挙げて対応してまいります。加えて、政府の電源構成計画や2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、バイオマス等再生可能エネルギー分野への展開を積極的に進め、新たな収益の柱として引き続き注力してまいります。

(環境・化学・機械事業)

環境分野への取り組みの一環として、自社売電・発電所建設工事請負、またFIT後に向けた発電所の保守メンテナンスやPPAをはじめとした取引先への再エネ活用提案など、太陽光発電関連ビジネスを積極的に推進します。また、化学業界や自動車業界をはじめとした製造業のユーザーに対し、労働人口の減少やコロナ禍の影響で高まっている省人化やDXに関連するニーズの取り込みに努めてまいります。加えて、中国、アセアン地域、北中米、欧州といった海外拠点を積極的に活用し、国内外における生産拠点設立・設備投資の需要に応えてまいります。

(生活産業事業)

植物由来ポリエチレンを含有した包装資材などの環境にやさしい原料を用いた商品のラインナップ強化および節水型トイレ自動流水器の拡販等、SDGsの達成を意識した活動に取り組んでまいります。

上記事業と並行して、企業買収による商圏や取扱商品の拡大等、今までの事業領域にとらわれない新規事業を開拓してまいります。

(財務上の対処すべき課題)

各事業の持続的な成長と競争力強化には株主資本の有効活用等資本効率の向上が不可欠であり、2020年4月よりスタートした中期経営計画において設定した資本効率の目標値達成に向けて取り組んでまいります。

これらの課題につきましては、中期経営計画を推進するプロセスにおいて対処してまいります。

(5) 主要な事業内容

当社グループは、当社、子会社16社、関連会社4社で構成されており、電力事業、環境・化学・機械事業、生活産業事業に分かれ、国内および海外における各種機械・プラント・資材・工具・薬品等の販売、メンテナンス、サービス等を展開しております。

(6) 主要な営業所

営業所名	所在地	営業所名	所在地
本社	東京都千代田区	福島支店	郡山市
東北支店	仙台市青葉区	西日本支店	北九州市小倉北区
東海支店	名古屋市中央区	長崎支店	長崎市
関西支店	神戸市中央区	台北支店	台北市
札幌支店	札幌市中央区		

(7) 従業員の状況

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
350名	17名増

(注) 従業員数は就業員数であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
312名	18名増	43.8歳	14.5年

(注) 従業員数は就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	7,849百万円
株式会社三井住友銀行	2,677百万円
株式会社山梨中央銀行	2,534百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2021年10月1日をもって連結子会社である株式会社KDIグローバルマネジメントおよびその完全子会社であるキクデンインターナショナル株式会社を吸収合併いたしました。

また、当社の完全子会社であるTOKYO SANGYO EUROPE GmbHは重要性が増したことから、第2四半期連結会計期間より、連結の範囲に含めております。

なお、当社は、税務調査の過程において、環境・化学・機械事業に係る取引において実態に疑義のある売上が存在するとの指摘があり、これを端緒に社内調査を実施しましたところ、特定の従業員が取引先複数社との間において実態が伴わない循環取引または架空取引を行っていたことが判明いたしました。

これを受けて、より客観的かつ公平な視点・立場から十分かつ適切な調査を実施する必要があるとの判断に至り、2022年5月26日取締役会において、特別調査委員会の設置を決議し、同日より特別調査委員会による調査が開始されました。

特別調査委員会による調査の結果、当該従業員が過去において行っていた取引の一部については、契約書や納品書といった一般的に取引を立証する証憑が存在し、金銭の授受も行われていたが、証憑は巧妙に偽造されるなど、実態のない循環取引または架空取引であった事実が判明しました。

上記のことから、実在性を確認できない取引について、当連結会計年度に一旦計上した売上高11億6千6百万円、売上原価10億9千3百万円を取り消すとともに、当該不正事案により生じた損失8億8百万円を不正関連損失として特別損失に計上しております。当社は、特別調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、再発防止策の提言に沿って具体的な再発防止策を策定し、取り組んでまいります。

2 株式の状況

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 28,678,486株 |
| ③ 株主数 | 6,180名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
三 菱 重 工 業 株 式 会 社	3,913千株	14.8%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	2,299千株	8.7%
光 通 信 株 式 会 社	2,072千株	7.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,048千株	7.7%
株 式 会 社 UH Partners 2	1,967千株	7.4%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,595千株	6.0%
三 菱 電 機 株 式 会 社	1,026千株	3.8%
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	500千株	1.9%
株 式 会 社 東 京 エ ネ シ ス	461千株	1.7%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	412千株	1.5%

- (注) 1. 当社は、自己株式2,332,638株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、自己株式（2,332,638株）には、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（株式付与ESOP信託口）が所有する163,280株、および日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が所有する251,200株を含んでおりません。
2. 持株比率は自己株式（2,332,638株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社が取締役に当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役（監査等委員である 取締役および社外取締役を除く。）	- 株	- 名
社 外 取 締 役 （監査等委員である取締役を除く。）	- 株	- 名
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	- 株	- 名

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況等

① 取締役 の 状況 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	蒲原 稔	社長執行役員
取締役	里見 利夫	相談役
取締役	大川原 正樹	常務執行役員 営業第一本部長 兼 東海支店長
取締役	西並 眞吾	常務執行役員 営業第二本部長
取締役	島田 哲三	執行役員 関西支店長 菱東貿易(上海)有限公司 董事長
取締役	中村 直	慶應義塾大学 訪問教授 一般社団法人日本燃焼学会 監事 JFEエンジニアリング株式会社 理事
取締役(常勤監査等委員)	須藤 隆志	
取締役(監査等委員)	小出 豊	小出公認会計士事務所 代表 株式会社SHOEI 社外監査役
取締役(監査等委員)	福崎 聖子	福崎法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役中村直氏、監査等委員である取締役小出豊氏および福崎聖子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役中村直氏、監査等委員である取締役小出豊氏および福崎聖子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. 監査等委員である取締役小出豊氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員である取締役福崎聖子氏は、弁護士の資格を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、須藤隆志氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は業務執行を行わない取締役全員と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。
7. 当社は取締役および執行役員全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して生ずることのある争訟費用と損害賠償金について填補されます。保険料は全額当社が負担しております。なお、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は填補の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(2) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を以下のとおり定めております。また当該方針は指名・報酬委員会で審議し、取締役会で決定しております。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）、監査等委員である取締役の報酬等の決定に当たっては、その役割や責任に応じた報酬体系とし、公正かつ透明性を確保します。

2. 報酬体系

(1)取締役（監査等委員であるものを除く。）

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬は、基本報酬、賞与、株式報酬で構成され、株主総会で承認された報酬額の範囲内で支給を行います。報酬等の額に対する割合は、任意の委員会である「指名・報酬委員会」で審議し、取締役会で決定します。

(基本報酬)

基本報酬は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の職責に対する報酬として役位に応じた固定額とし、年12回分割での支給とします。

(賞与)

賞与は、各取締役（監査等委員であるものを除く。）の当該事業年度に対する業績、貢献度などを勘案することを基本とします。なお、賞与の支給は年1回定時株主総会後に行います。

(株式報酬)

株式報酬は、株主総会で承認された内容に基づいた「役員報酬BIP信託」の仕組みを利用し、中長期的な業績目標に対する達成度に応じて、退任時に当社株式の交付等を行います。

(2)社外取締役

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営に関与・助言を求めているとの観点から、固定額である基本報酬のみとし、年12回分割での支給とします。

(3)監査等委員である取締役

監査等委員である取締役の報酬は、その役割に基づき固定額である基本報酬のみとし、株主総会で承認された報酬枠の範囲内にて、監査等委員である取締役の協議により決定します。

3. 手続き

取締役の報酬は株主総会で承認された報酬額の範囲内で、社外役員を過半数とする指名・

報酬委員会への諮問・答申を経て取締役会にて決定します。なお、取締役（監査等委員であるものを除く。）の個人別の報酬の額またはその算定方法の決定に関する方針の権限を有する者は代表取締役社長であり、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、職責、役位、各期の業績、貢献度などを勘案して決定する権限を有しております。

監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬額の範囲内で、監査等委員の協議に基づき決定します。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員報酬等に関する取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第107回定時株主総会において、年額3億円以内（ただし、使用人分給与を含まない。）と決議されております。当該決議日における取締役（監査等委員を除く。）の員数は5名です。2020年6月26日開催の第110回定時株主総会において、上記とは別枠で、取締役（監査等委員であるものおよび社外取締役を除く。）ならびに当社と委任契約を締結している執行役員および同等の地位を有する者を対象とする株式報酬制度について、当社の中期経営計画に対応する事業年度を対象期間として当社が拠出する金員を中期経営計画の対象事業年度数に30百万円を乗じた額を上限に、対象者に対し1年あたり55,000ポイント（1ポイントは1株相当）以内で支給することを決議しております。当該決議にあたっては、2020年4月27日開催の指名・報酬委員会において、株主総会に上程する議案の内容について、審議のうえ承認し、取締役会に答申しております。なお、当該決議日における本制度の対象となる取締役等の員数は、取締役の員数は5名、執行役員および同等の地位を有する者の員数は7名です。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年6月29日開催の第107回定時株主総会において、年額70百万円以内と決議されております。当該決議日における監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社の役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の権限を有する者は代表取締役社長執行役員蒲原稔であり、その権限の内容および裁量の範囲は、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、職責、役位、各期の業績、貢献度などを勘案して決定する権限を有しております。代表取締役に委任した理由は、当社全体の業績を勘案し、各取締役の職責評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当社では取締役会の諮問機関である任意の委員会である指名・報酬委員会を2019年8月1日に設置しており、2020年1月31日開催の指名・報酬委員会において取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員の報酬支給方針について審議し、①支給割合は基本報酬70%、賞与25%、業績連動型株式報酬5%をベースとし、基本報酬は定額とする②賞与は経常利益の

2%を目途とし、総額1億円を上限とする、報酬支給方針を承認し、取締役会に答申しております。2022年1月31日開催の指名・報酬委員会では、2022年4月から2023年3月までの取締役（監査等委員であるものを除く。）および執行役員の役位別の報酬案が当該支給方針に準じているか審議のうえ承認し、取締役会に答申しております。指名・報酬委員会において当該審議を経ていることから、取締役会は個人別の報酬等の内容が、当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に沿うものであると判断しております。

④ 業績連動報酬等および非金銭報酬等に関する事項

監査等委員および社外取締役を除く取締役に対する賞与については、株主総会の決議により決定した報酬総額の限度額の範囲内で、取締役会において当該事業年度の業績、貢献度などを勘案し当該賞与の総額を決定し、個別の額については代表取締役が取締役会からの委任を受けて決定します。

業績連動型株式報酬に係る指標は、事業年度ごとの期初に設定した当社の営業利益目標に対する業績達成度を用いております。当該指標を選択した理由は取締役等を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的としているためであります。なお、当事業年度における営業利益目標は25億円であり、営業利益の実績は22億99百万円であります。また、当該株式報酬の交付状況は2.株式の状況に記載のとおりです。

業績連動型株式報酬の額の決定方法は役位毎に定められた基準ポイントに、評価対象事業年度に係る業績達成度に応じて決定される業績連動係数を乗じて行われます。役位毎に定められた基準ポイントおよび業績連動係数は以下のとおりです。

役位別基準ポイント

役位	基準ポイント
取締役会長	6,000
取締役社長	6,000
取締役 副社長執行役員	5,000
取締役 専務執行役員	5,000
取締役 常務執行役員	4,000
取締役 上席執行役員	3,700
取締役 執行役員	3,500
常務執行役員	3,500
上席執行役員	3,000
執行役員	2,500
特別理事	2,500

業績連動係数

業績達成率	業績連動係数
100%超	1.0
90%超～100%以下	0.9
80%超～90%以下	0.8
70%超～80%以下	0.7
65%超～70%以下	0.3
65%以下	0

※業績達成率（%）＝（評価対象事業年度の単体営業利益）÷（評価対象事業年度期初の単体営業利益の目標値）×100

⑤ 取締役の個人別報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	賞与	退職慰労金	業績連動型 株式報酬	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	215百万円 （10百万円）	158百万円 （10百万円）	50百万円 （-百万円）	-百万円 （-百万円）	7百万円 （-百万円）	7名 （1名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	38百万円 （16百万円）	38百万円 （16百万円）	-百万円 （-百万円）	-百万円 （-百万円）	-百万円 （-百万円）	3名 （2名）
合 計 （うち社外取締役）	254百万円 （27百万円）	196百万円 （27百万円）	50百万円 （-百万円）	-百万円 （-百万円）	7百万円 （-百万円）	10名 （3名）

- (注) 1. 上記には2021年6月29日開催の第111回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 報酬の額には、当期中に役員賞与引当金として費用処理した役員賞与50百万円（取締役5名）および当期中に役員株式給付引当金として費用処理した株式報酬7百万円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役中村直氏は、慶應義塾大学訪問教授、一般社団法人日本燃焼学会監事ならびにJFEエンジニアリング株式会社理事であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役小出豊氏は、小出公認会計士事務所代表ならびに株式会社SHOEIの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査等委員である取締役福崎聖子氏は、福崎法律事務所の弁護士であります。当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	中 村 直	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、学識経験者としての高い見識と、環境・エネルギー分野における専門的な視点から、適宜発言を行うことで当社の業務執行に対する監督、助言の役割を果たしていただいております。 また、指名・報酬委員会委員として、委員会2回の全てに出席し、客観的・独立的な立場から当社の役員選任・選定および報酬制度に関する事項についての審議を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	小 出 豊	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、公認会計士および税理士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行うことで、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を果たしていただいております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的知見に基づき適宜発言を行っております。 さらに、指名・報酬委員会委員として、委員会2回の全てに出席し、客観的・独立的な立場から当社の役員選任・選定および報酬制度に関する事項についての審議を行っております。
取 締 役 (監 査 等 委 員)	福 崎 聖 子	当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、弁護士としての専門的知見に基づき、適宜発言を行うことで、取締役会の意思決定における妥当性・適法性の確保と監督機能の実効性強化の役割を果たしていただいております。 また、当事業年度に開催された監査等委員会15回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的知見に基づき適宜発言を行っております。 さらに、指名・報酬委員会委員として、委員会2回の全てに出席し、客観的・独立的な立場から当社の役員選任・選定および報酬制度に関する事項についての審議を行っております。

八. 当社の不祥事等に関する対応の概要

- ・当社は2022年5月に当社の一部取引において不適切な売上処理が行われていることが判明したことを公表しております。社外取締役中村直氏、監査等委員である社外取締役小出豊氏および福崎聖子氏は、当該事実について社内報告を受けるまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立った発言を行ってまいりました。また、当該事実の判明後は、事実経緯の正確な把握と報告を求めるなど、その職責を適切に果たしております。なお、監査等委員である社外取締役福崎聖子氏は当該事実経緯の正確な把握と再発防止に向けた対策を検討するための、特別調査委員会の委員に就任し再発防止策の提言等について意見表明を行いました。

4 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間および報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 上記の報酬等の額および金銭その他の財産上の利益の合計額には、当社が会計監査人に委託した非監査業務（コンフォートレター：監査人からの引受事務幹事会社への書簡の作成業務）に係る報酬が2百万円含まれております。

③ 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、菱東貿易（上海）有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

5 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制として「内部統制システム整備の基本方針」を次のとおり取締役会において決議しております。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員一人一人が、法令の遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観、価値観に基づいた誠実な行動により、公正かつ適切な経営の実現そして市民社会との調和を図ります。

また、その徹底を図るため、「企業理念」「役職員行動規範」等、コンプライアンス体制に係る規定を整備し、総務人事部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その教育等を行い役職員への徹底を図ります。

内部監査部門は、総務人事部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、コンプライアンス体制の整備および実現に努めます。

さらに、「公益通報者保護法」に則り、コンプライアンスに関する相談・通報のホットライン体制を設け、役職員が社内において法令上疑義のある行為等について直接通報を行う手段を確保します。

この場合、会社は通報内容を秘守し、通報者に対して不利益な扱いを行わないこととします。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報を「文書取扱規定」、「文書保存規定」に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存・管理します。

取締役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、コンプライアンス、環境、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、コンプライアンス委員会のもとにコンプライアンス協議会、安全保障貿易管理委員会を設置し、「役職員行動規範」をもとに企業の社会的責任を果たし、社会的信用を確保するため健全な経営の実現を阻害する要因の未然防止に努めます。

災害等の緊急事態が発生した場合には、社長指揮下の災害対策本部を設け迅速な対応を行います。

また、取引上の与信については「商品取引規定」を設け、段階的な裁量区分を明確化し、経理部が運用管理を行います。

万一の事態発生に際しては、関係者への影響を小さくするよう努力を行い、再発防止に努めます。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行に関しては、「取締役会規則」に基づき取締役会を原則として月1回定期的に開催するほか、職務の執行が効率的に行われるために、取締役会の下に本部長会を設け事前審議を行い、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行および施策の実施等について審議の上、意思決定を行う体制とします。

- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、当社グループ各社の管理を担当する当社の所管部長を定め、当社グループ各社に対し法令遵守および業務の適正性を確保するため指導・支援を実施します。
- また、当社の内部監査部門が当社グループ各社の監査を実施し、法令や定款、社内規定への適合性のチェックを行い、その監査状況の報告を行います。
- (2) 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 当社は、「関係会社管理規定」に基づき、定期的に当社グループ各社からその経営および運営状況に関する報告を受け当社グループの状況の把握を行い、経営上の重要な事項の扱いに関しては事前協議を行うことにより、当社グループのリスク管理の体制を構築します。
- また、グループ各社にコンプライアンス担当者を置き、コンプライアンス委員会が当社グループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制を整備します。
- (3) 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 当社は、「企業理念」を当社および当社グループの共通理念とし、さらに当社グループに当社の経営方針・経営計画を周知徹底することにより、グループ全体の価値観や戦略を共有します。
- また、グループ各社の自主性を尊重し、当社の意思が極端に影響を及ぼさないことを基本としつつ、状況に応じグループ各社の指導・支援を行う体制を構築します。
- (4) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- 当社グループ各社の管理を担当する当社の所管部長は、「関係会社管理規定」に基づきグループ各社の経営および運営状況を定期的に確認し、その結果の報告を行うこととし、当社はこれらの報告等を通じ当社グループの執行状況を把握します。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項ならびにその独立性および指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会は、その職務の補助のため内部監査部門の職員に監査業務事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその職務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および内部監査部門の指揮命令を受けないものとします。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人が監査等委員会に報告するための体制および当社子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社

の監査等委員会に報告をするための体制ならびにその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行います。

取締役または使用人は監査等委員会に対して法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況および内容、その他監査等委員会と協議のうえ報告事項として定めた事項を速やかに報告する体制を整備します。

また、当社の内部監査部門と監査等委員会は定期的な会合の場を設け、その場においても当社グループの内部監査実施状況について監査等委員会が報告を受け、また、当社グループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会の下部組織として定期的開催されるコンプライアンス協議会の内容は監査等委員会に通知される体制とします。

内部的な報告または通報等をした者に対しては、その行為を理由としたいかなる不利益を受けず、通報者等の職場環境が悪化することのないように適切な処置を行い、通報等に関わる個人情報保護を適正に扱うものとし、コンプライアンス経営の強化に資する体制を整備します。

⑧ 監査費用の前払または償還の手続きその他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

緊急時における監査費用については、前払および償還の手続きが速やかに出来るものとし、また監査等委員会が定めた監査の方針および計画に基づき、監査等委員がその職務の執行のために必要となる費用等の扱いに関しては、予算措置を講じ、より実効的な監査が行われる体制を整備します。

⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役との間の定期的な意見交換の機会を設定します。

また、監査等委員は重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握するため、取締役会その他重要な会議に出席することができる他、主要な稟議書およびその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができるものとします。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民生活や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断について「役職員行動規範」に規定し、これを基本方針とします。

反社会的勢力による不当要求の発生や反社会的勢力との取引関係が発覚した場合には、警察、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、有事の際の協力体制を構築します。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の基本方針を定め、有効かつ効率的な財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価を行うものとします。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度の「内部統制システム整備の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会は当事業年度に17回開催し、法令や定款で定められた事項や経営に関する重要事項の決定を行うとともに、業務執行状況の監督を行いました。このほか、取締役会の下に設置された本部長会を毎週1回開催し取締役会への上程事項の事前審議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務執行に係る方針等の決定を行いました。
- ② コンプライアンス体制の整備として、「東京産業役職員行動規範」を制定し、全ての役職員に周知徹底するとともに、コンプライアンス委員会の活動や監査室による内部監査を通じ法令、定款および社内規則等に違反する行為の未然防止に努めております。なお、2021年度における「東京産業役職員行動規範」の実践状況についてレビューを行い、取締役会においてその状況について確認を行いました。
また、更なるコンプライアンス体制の強化を図るため2022年3月28日の取締役会において2022年4月以降に適用する「役職員行動規範」の一部改定を行いました。
- ③ 「関係会社管理規定」に定めた報告事項に従い、必要に応じてグループ各社から報告を受け、経営上の重要な事項等については事前協議を行う等、グループ各社の指導および支援を行っております。
- ④ 監査等委員会は、取締役会への出席のほか常勤監査等委員による本部長会への出席等重要な会議への出席を行っております。また、監査計画に基づく各部門の監査を通じた社員との対話や、代表取締役、会計監査人ならびに内部監査部門との間で定期的な情報交換を行っております。
また、監査等委員会は原則毎月1回開催しており、監査に関する重要な事項の報告、協議、決議を行っております。
- ⑤ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための基本方針として定めた「財務報告に係る内部統制の整備・運用および評価の基本方針」に基づき、監査室が会計監査人と連携し、その内部統制の整備、運用状況に対する有効性の評価を行っております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	62,262	流動負債	54,685
現金及び預り	8,481	支払手形及び買掛金	9,057
受取手形	465	受託販売未払金	7,229
電子記録債権	1,571	短期借入金	9,901
売掛金	16,899	リース負債	52
契約資産	1,702	未払金	538
有価証券	200	未払法人税等	333
商品	921	契約負債	23,417
仕掛品	6,000	賞与引当金	363
前渡金	21,143	役員賞与引当金	50
未収入金	54	その他の	3,740
その他	4,835	固定負債	6,707
貸倒引当金	△13	長期借入金	4,289
固定資産	25,999	リース負債	509
有形固定資産	10,663	役員退職慰労引当金	20
建物	117	従業員株式給付引当金	26
機械及び装置	100	役員株式給付引当金	84
土地	11	退職給付に係る負債	14
リース資産	5	資産除去債務	413
太陽光発電用資産	8,033	繰延税金負債	1,300
建設仮勘定	1,620	その他	49
その他	775	負債合計	61,393
無形固定資産	27	(純資産の部)	
リース資産	1	株主資本	24,784
その他	26	資本金	3,443
投資その他の資産	15,308	資本剰余金	2,832
投資有価証券	5,458	利益剰余金	20,003
長期貸付金	1,049	自己株式	△1,493
長期未収入金	4,565	その他の包括利益累計額	2,083
退職給付に係る資産	1,623	その他有価証券評価差額金	1,686
繰延税金資産	29	繰延ヘッジ損益	218
その他	2,639	為替換算調整勘定	65
貸倒引当金	△56	退職給付に係る調整累計額	112
資産合計	88,261	純資産合計	26,868
		負債・純資産合計	88,261

連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		58,872
売上原価		50,772
売上総利益		8,099
販売費及び一般管理費		5,665
営業利益		2,434
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	395	
受取地代家賃	67	
受為替差益	76	
その他	86	645
営業外費用		
支払利息	224	
貸倒引当金繰入	49	
持分法による投資損失	74	
支払手数料	94	
その他	11	453
経常利益		2,625
特別利益		
投資有価証券売却益	473	473
特別損失		
固定資産処分損	0	
投資有価証券評価損	23	
不正関連損	808	
その他	1	833
税金等調整前当期純利益		2,265
法人税、住民税及び事業税	812	
法人税等調整額	233	1,046
当期純利益		1,219
非支配株主に帰属する当期純利益		-
親会社株主に帰属する当期純利益		1,219

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,443	2,831	19,990	△500	25,764
誤謬の訂正による累積的影響額			△638		△638
遡及処理後当期首残高	3,443	2,831	19,352	△500	25,126
当期変動額					
剰余金の配当			△741		△741
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,219		1,219
自己株式の取得				△1,000	△1,000
自己株式の処分		0		6	7
連結範囲の変動			173		173
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	651	△993	△341
当期末残高	3,443	2,832	20,003	△1,493	24,784

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他 有価証券評価 差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益累計額 合計	
当期首残高	1,592	85	△11	174	1,841	27,606
誤謬の訂正による累積的影響額						△638
遡及処理後当期首残高	1,592	85	△11	174	1,841	26,968
当期変動額						
剰余金の配当						△741
親会社株主に 帰属する当期純利益						1,219
自己株式の取得						△1,000
自己株式の処分						7
連結範囲の変動						173
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	93	133	77	△62	241	241
当期変動額合計	93	133	77	△62	241	△99
当期末残高	1,686	218	65	112	2,083	26,868

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	60,380	流動負債	53,699
現金及び預金	7,929	支払手形	647
受取手形	465	電子記録債	1,007
電子記録債	1,571	買受掛未払	7,052
売約掛資産	16,187	託販未払	7,229
有価証券	1,702	営業未払入金	23
商仕前金	200	短期借入金	9,901
仕前金	857	未払借入金	52
前払費用	6,000	未払法人税等	471
未収金	20,612	未払費用	196
未収金	420	未払引当金	82
未収金	40	契約引当金	23,060
未収金	4,407	契約引当金	28
未収金	△13	賞与引当金	363
固定資産	26,178	役員賞与引当金	50
有形固定資産	9,067	退職給付引当金	3,532
建物	117	退職給付引当金	6,597
機械及び装置	100	長期借入金	4,289
工具器具及び備品	772	長期借入金	509
土地	11	退職給付引当金	14
太陽光発電用資産	5	従業員株式給付引当金	20
建設仮勘定	8,033	従業員株式給付引当金	26
無形固定資産	27	役員株式給付引当金	84
ソフトウェア	23	繰延税金負債	1,190
リース資産	1	繰延税金負債	413
その他の資産	2	繰延税金負債	49
投資その他の資産	17,082	負債合計	60,297
投資有価証券	4,983	(純資産の部)	
関係会社株式	474	株主資本	24,356
その他の関係会社有価証券	1,611	資本	3,443
関係会社出資	807	資本剰余金	2,832
長期貸付	149	資本準備金	2,655
長期未収入金	1,049	その他資本剰余金	176
長期前払費用	4,565	利益剰余金	19,575
長期前払金の費用	1,505	利益準備金	385
長期前払金の費用	1,461	利益剰余金	19,189
長期前払金の費用	530	利益剰余金	7,113
長期前払金の費用	△56	利益剰余金	2
		利益剰余金	12,073
		利益剰余金	△1,493
		利益剰余金	1,905
		利益剰余金	1,686
		利益剰余金	218
		利益剰余金	26,261
資産合計	86,559	負債・純資産合計	86,559

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売上	高価		54,535
売上	原価		46,961
売上	総利		7,574
販売費及び一般管理費	益		5,274
営業外収益	益		2,299
受取利息	息	9	
受取証券	息	5	
受取配当	金	419	
受取地代	家	67	
受取替差	益	92	
受取補助金の収入	他	22	
受取補助金の収入	他	53	670
営業外費用	用		
支払利息	息	222	
支払倒引当金繰入	額	49	
支払手数料	料	94	
支払経常利益	他	14	380
特別利益	益		2,590
売却益	益	473	
売却益	益	83	556
特別損失	失		
処分損	損	0	
評価損	損	23	
評価損	損	808	
その他	他	1	833
税引前当期純利益	益		2,313
法人税、住民税及び事業税	税	736	
法人税等調整額	額	246	983
当期純利益	益		1,329

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計
当 期 首 残 高	3,443	2,655	175	2,831
誤謬の訂正による累積的影響額				
遡及処理後当期首残高	3,443	2,655	175	2,831
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				-
当 期 純 利 益				-
特別償却準備金の取崩				-
自己株式の取得				-
自己株式の処分			0	0
土地再評価差額金の取崩				-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	0	0
当 期 末 残 高	3,443	2,655	176	2,832

	株 主 資 本						
	利 益 準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合 計
		その他利益剰余金			利益剰余金 合 計		
	別 途 積立金	特別償却 準備金	繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計			
当 期 首 残 高	385	7,113	5	12,120	19,624	△500	25,398
誤謬の訂正による累積的影響額				△638	△638		△638
遡及処理後当期首残高	385	7,113	5	11,482	18,986	△500	24,760
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当				△741	△741		△741
当 期 純 利 益				1,329	1,329		1,329
特別償却準備金の取崩			△2	2	-		-
自己株式の取得					-	△1,000	△1,000
自己株式の処分					-	6	7
土地再評価差額金の取崩					-		-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					-		-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△2	591	588	△993	△404
当 期 末 残 高	385	7,113	2	12,073	19,575	△1,493	24,356

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	1,592	85	1,678	27,076
誤謬の訂正による累積的影響額				△638
遡及処理後当期首残高	1,592	85	1,678	26,438
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			-	△741
当 期 純 利 益			-	1,329
特別償却準備金の取崩			-	-
自 己 株 式 の 取 得			-	△1,000
自 己 株 式 の 処 分			-	7
土地再評価差額金の取崩			-	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	93	133	227	227
当 期 変 動 額 合 計	93	133	227	△176
当 期 末 残 高	1,686	218	1,905	26,261

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月10日

東京産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永 井 勝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、過年度における誤謬の修正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月10日

東京産業株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 永 井 勝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度において、過年度における誤謬の修正を行い、期首の利益剰余金を修正している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人のはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第112期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、WEB会議等のツールも活用しながら、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、特定の従業員が取引先複数社との間において実態が伴わない循環取引または架空取引を行っていたことが判明したため、特別調査委員会による事実関係の調査・検証が行われ、再発防止策の提言がなされました。監査等委員会はリスク管理体制の強化、内部統制システムのさらなる充実が必要であると考え、特別調査委員会の提言を踏まえた再発防止策の実施状況を監査・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月10日

東京産業株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 須 藤 隆 志 ㊟

監査等委員 小 出 豊 ㊟

監査等委員 福 崎 聖 子 ㊟

(注) 監査等委員 小出豊及び福崎聖子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メモ欄

Blank lined writing area consisting of 20 horizontal dashed lines.

定時株主総会継続会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町二丁目2番1号
新大手町ビル8階

電話 03-5203-7690 (代)



■ 交通のご案内

1 地下鉄大手町駅 (東京メトロ：東西線・丸の内線・半蔵門線・千代田線) B3出口直結／A5出口から 徒歩約3分
(都営地下鉄：三田線)

2 J R 東京駅 丸の内北口から 徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

